

「第34回とみぐすく祭り」

出店要項

-お問合せ先-

一般社団法人 豊見城市観光協会

〒901-0225豊見城市字豊崎1-1162（道の駅豊崎「ていぐま館内」）

Tel/098-856-8766 Fax/098-851-8830



制作：有限会社アド・バ

目次

第34回とみぐすく祭り概要	3
営業出店要項	4
出店について	6
【重要】 注意事項	7
アルコール販売について	8
ゴミ・清掃について	9
設営・撤去スケジュール	10
出店者の順守事項	11
会場図・出店ブース配置図	12

巻末添付 出店申込書
誓約書
未成年アルコール販売禁止サイン

第34回とみぐすく祭り概要

事業名

第34回とみぐすく祭り

実施日

平成29年7月29日（土）、30日（日）

場 所

豊崎海浜公園（公園北側多目的大広場）※住所：豊見城市字豊崎5番地1

目 的

これまでの“とみぐすく祭り”の開催趣旨でもある「市民、圏域住民との融和と親睦を深め、地域の活性化に寄与する事」に加え、新たな観光コンテンツとして位置づけすべく、本市発展の象徴である豊崎の地において当該のイベントを開催し、成長著しい本市の活力と魅力的な観光資源を県内外へ広くアピールする事により「ひと、そら、みどりがつなく響（とよ）むまち とみぐすく」を実現する。

会場図



北側多目的広場

営業出店要項

1.目的

『第34回とみぐすく祭り』の円滑な運営を行うため、出店に関する事項を定めることを目的とする。

2.出店資格

第34回とみぐすく祭り実行委員会事務局が許可する業者とする。

豊見城市観光協会が許可する業者とする。

3.出店基準

①法令等により許認可を必要とする業種の場合は、その許認可を受けているものであること。

②公序良俗に反しないものであること。

4.営業日時

7月29日（土）、7月30日（日）

* 営業時間は遵守すること。

* イベント途中での営業終了は不可とします。

* 営業時間は変更される場合があります。

5.出店料について

* P 6 「出店料について」参照

* P 6 「オプション料金について」参照

6.販売品目について

・飲食物は南部保健所に申請したもののみとします。

・飲物は、協賛企業との関連がある場合は第34回とみぐすく祭り実行委員会事務局が指定するものとする。

* 販売する商品等の主なものを第34回とみぐすく祭り実行委員会事務局（出店部会）に提出すること。

7.アルコール販売について

* P 8 「アルコール販売について」参照

8.ゴミ・清掃について

* P 9 「ゴミ・清掃について」参照

9.設営・撤去及び商品の搬入・搬出について

* P 10 「設営・撤去スケジュール」参照

・上記以外の時間帯は会場内への車の乗り入れはできません。

・車の乗り入れ及び駐車違反に関しては厳しく対処いたします。

必ず守ってください。

10. 駐車について

・指定場所以外の駐車は一切認めません。

・出店業者で指定駐車場を利用する方は、主催者が発行する駐車許可証の交付を受けること。

* 1店舗につき1枚とします。

（駐車許可証はフロントガラスから見える場所に設置願います。）

営業出店要項

1 1, 出店受付及び申込み方法

(1) 受付期間

6/21(水)～6/30(金)17:00締切

* 応募多数の場合は厳正なる抽選にて出店者の決定をします。

(2) 申込み方法

豊見城市観光協会に、巻末添付の『出店申込書』に必要事項を記入の上、提出の事。

(3) 出店料の納付

① 出店料は、出店申込書と同時に豊見城市観光協会に持参して納める事。

② すでに、納めた出店料は、原則的にいかなる場合においても返金しない。

※ 但し、天災等により第34回とみぐすく祭りが中止になった場合は
第34回とみぐすく祭り実行委員会で協議の上決定する。

1 2, 出店場所の決定

① 出店説明会時に抽選にて決定致します。

1 3, その他

① 飲食出店業者は営業許可証の写しを提出して下さい。

(既に保健所にて許可を得ている出店者)

* 飲食出店業者で、まだ保健所の許可を得ていない方は、各自で許可申請を行い営業許可書を**7月11日(火)**迄に豊見城市観光協会に提出すること。

(申請書について不明な方は、事務局へ早めにご連絡下さい。)

1 4, 出店者の遵守事項

P11 参照

1 5, 出店説明会

日時：7月6日(木)10:00

場所：豊見城市役所 6階ホール

※ 未参加の事業者に関しては出店の許可は致しませんのでご了承ください

出店について

◆出店条件

1 店舗あたりの間口について。

テント（4方位幕）2間×3間 間口5.4m×奥行き3.6m

【基本付帯設備】

照明（蛍光灯）1基 電気コンセント2口 1基 テーブル450×1800 2台

飲食店出店者さま

飲食出店の際には保健所による設備基準を遵守して下さい。

コンロ、消火器（6型以上）は各自で用意下さい。（消火器は飲食出店者のみ準備下さい）

※火災予防条例改正に伴い火気器具を使用する露店ごとに1本以上（6型以上）が必要です。

料金出覧表料については間口・適用種別において下記一覧のとおりとする。

適用	必要書類	出店料金	備考
飲食	簡易営業許可証 ※酒類販売許可証	観光協会会員55,000円 一般 80,000円	「販売形態によって必要な営業許可が異なります。予め南部保健所へご確認下さい」
物販		同上	

※給排水に関して

- ・共同炊事場を設置しております。
- ★注意事項をよく読み、ご利用ください

※給電に関して

- ・単独発注の発電機の使用を禁止致します
- ★安全基準に則り、事務局協議の上ならその範囲により例外とする

◆オプション備品について

基本付帯設備以外に備品が必要な方は、別途オプション料金にて準備しております。

※必要な方は事前のお申込みをお願い致します。祭り当日の申込はお断りすることもございます。

※下記備品以外に必要な方はご相談下さい。



テーブル
450×1800

¥1,000



パイプ椅子

¥500



コンセント追加

¥3,500



蛍光灯追加

¥3,500

お問い合わせ先：有限会社アド・バ
TEL：098-867-2696
担当：大村

【重要】注意事項

汚水処理に関して

- ①会場内での洗剤を使つての洗い物は禁止。
(水洗いに関してはOKです)
- ②出店で使用した道具などは全て持ち帰って下さい。
(会場内で使用した道具などを洗剤を使用しての洗うのも禁止です)

汚水に関して

- ①とり、肉、その他ボイルした汁、かかり出る汁は汚水タンクへ処理する事。
- ②お客様の食べ残しの汁はザルでこしてから汚水タンクへ処理する事。

廃油ドラムに関して

- ①揚げ油、その他の油は廃油ドラム缶へ油のみを入れる事。

シンクについて

- ①シンクのホースには必ずネットを取り付ける事。
(シンクからの水洗いはOK)

公園施設について

- ①公園内のトイレ、手洗い場は絶対に洗い物禁止。

厳重注意事項

汚水タンクには絶対に洗剤水、汚水は入れない事。
今回この注意事項を守れない方は汚水代、廃油代の処理費用を全額負担させていただきます。
知らなかったでは通りませんのでスタッフへの指導徹底をお願い致します。

※汚水タンク、廃油ドラムには監視がついております。皆様のご理解とご協力をお願い致します。

アルコール販売について

アルコール、酒類（ビール、泡盛類）の販売について

- ◆アルコール販売をする出店者には、事務局からリストバンドを提供致します。
 - ・お客様への年齢確認後にリストバンドをお客さまへ渡し、手首に装着確認後に商品の提供をお願いします。
- ◆アルコールを買いに来るお客様には必ずアルコール販売の許可（リストバンド）を確認する事。
- ◆アルコール販売を希望する出店者については、以下の条件を満たすものに限りこれを許可します。
 - ・出店責任者がアルコール販売責任者および販売担当者として酒類の販売に当たること。
 - ・アルコール販売に当たっては必ずアルコール販売責任者が直接、購入者の商品を手渡す事。
- ◆アルコール販売責任者はわかりやすいように専用の名札を準備し身につけなければいけない。
また名札には「未成年にはアルコールの販売を一切しない」旨を併せて表記する。
- ◆アルコール販売を行おうとする出店は、他者から見てわかりやすい位置に「アルコールをお買い求めの際は身分証の提示をお願いします。」旨を表記した看板を設置する事。
- ◆アルコール販売を希望する出店者はアルコール販売に関する誓約書に署名・捺印の上事務局へ提出する。

※ 万一アルコール販売において何らかのトラブルが生じた場合には、アルコール販売を行う各出店者において対処するものとし、主催者は一切の責任を負わない。

「第34回とみぐすく祭り」は、

沖縄県警及び各関係団体と協力して青少年の健全育成に貢献することを
目的のひとつとしております。

アルコールに関する取り決めについては徹底してこれを厳守

していただきますようご理解ご協力をおねがいします。

ゴミ・清掃について

会場全体の維持管理は事務局にて行いますが、出店者の皆様については決められた時間に一齐に清掃をして頂きます。

また、できるだけ出店周辺の清掃を行い清潔に保つなど、来場者のお手本となるよう、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

◆基本事項

- ①各店で使用する飲食の容器はできるだけリサイクルできるものやゴミにならないものを使用して下さい。
- ②タバコの吸殻、ゴミなどは絶対に地面に捨てないで下さい。
- ③通路や他ブースに車両やゴミ、資材などを放置しないで下さい。

◆ゴミの出し方

- ①ゴミは、2日間（7月29日、7月30日）のイベント終了時刻（午後8時以降にのみ受け付けます。
- ②分別方法は、下記の通り分別し透明袋に入れ「指定のゴミ置き場」に出して下さい。
 - ・燃えるゴミ、紙コップ、割り箸、竹串、プラスチック類、ゴムなど
 - ・燃えないゴミ
 - ・空き缶
 - ・ペットボトル
 - ・生ゴミ（水気を切って捨てる）

※汚水は指定の汚水タンクへ廃棄、廃油は指定の廃油用ドラム缶へ廃棄。絶対に側溝などへ流さない事。
（汚れカス、ゴミなどが混入しないよう備え付けのザルでこしてから処分する）

◆全体清掃について

7月31日AM10:00~

清掃の参加人数は2人をお願い致します。

◆保証金について

全体清掃については清掃参加の保証金をお預かり致します。

1業者につき¥5,000を申し込みの際に徴収させて頂きます。保証金については7月31日の清掃参加確認後に返却致します。

設営・撤去スケジュール

	時間	内容	備考
7月28日（金）	10:00	設営・搬入	会場内への器材搬入
	22:00	車両出し	
	23:00	退出完了	

	時間	内容	備考
7月29日（土）	08:00	出店業者設営・搬入	会場内へ器材搬入
	11:00	車両出し	
	12:00	営業開始	
	21:00	営業終了	
	22:00	出店車両入り	
	23:00	退出完了	

	時間	内容	備考
7月30日（日）	08:00	出店業者準備・搬入	
	11:00	車両出し	
	12:00	営業開始	
	21:00	営業終了	
	22:00	出店車両入り	
	0:00	出店者全撤収	

	時間	内容	備考
7月31日（月）	10:00	清掃	出店業者全員参加
	12:00	清掃終了	
	13:00	公園内チェック	

出店者の遵守事項

- ①出店業者は、指定された場所を他人に転貸し、又は目的外に使用してはならない。
- ②出店業者は、指定された場所（スペース内）以外での営業を固く禁ずる。
- ③出店業者は、申込以外の物品等を新たに取り扱う場合は、事前に**事務局**の承認を得ること。
木炭は使用しないこと。
- ④出店業者は、未成年者へのビール等酒類の販売をしてはならない。
- ⑤衛生管理
 - ・各自ゴミ箱を設置し、店舗周辺の清掃を責任を持って行うこと。
 - ・飲食出店業者は、常に清潔を保ち、衛生面に留意すること。
なお、ゴミ処理はゴミ収集場を設置するので、終了後各出店業者が責任を持って必ず所定の場所に捨てること。
 - ・食中毒等の事故防止のために保健所の指導に従い、衛生管理を周知徹底すること。
- ⑥盗難及び危険防止のために営業に伴う管理を十分に行うこと。
 - ・実行委員会では警備員を配置するが、貴重品、出店品等の管理は各自で行うこと。盗難・紛失・破損等について主催者は一切責任を負わない。
 - ・ブース内での事故、損害に対して主催者は一切の責任を負わない。
- ⑦出店許可証を必ず携帯すること。
- ⑧出店業者は、周辺樹木・花木・芝生等に汚水等をかけたり、又は、枝を折ったり伐採してはならない。**違反者には原状回復にかかる費用を請求します。**
- ⑨出店業者は、営業従事者に対しこの要領を熟知させ、遵守させること。
- ⑩ **20:50には中の電気を一列のみ残して消灯し、販売をやめ片付けに取り掛かること。**
事務局が巡回するので速やかに閉店作業を進めてください。
21:00には完全消灯。※お客様会場退出への促し
守られない場合は当該業者の営業停止を命ずる場合もあります。
- ⑪出店業者は、見やすい場所に商号と（飲食店については）営業許可証を掲示すること。
南部保健所の簡易営業許可証がない場合、営業を中止していただく場合があります。
 - ・店舗規格以上の仕様については許可できない場合があります。
（他店舗、お客様に迷惑であると事務局が判断した場合には改善指導を行います。）

《免責》

万一、盗難及び食中毒等不足の事態が生じた場合、主催者は一切の責任を負わない。

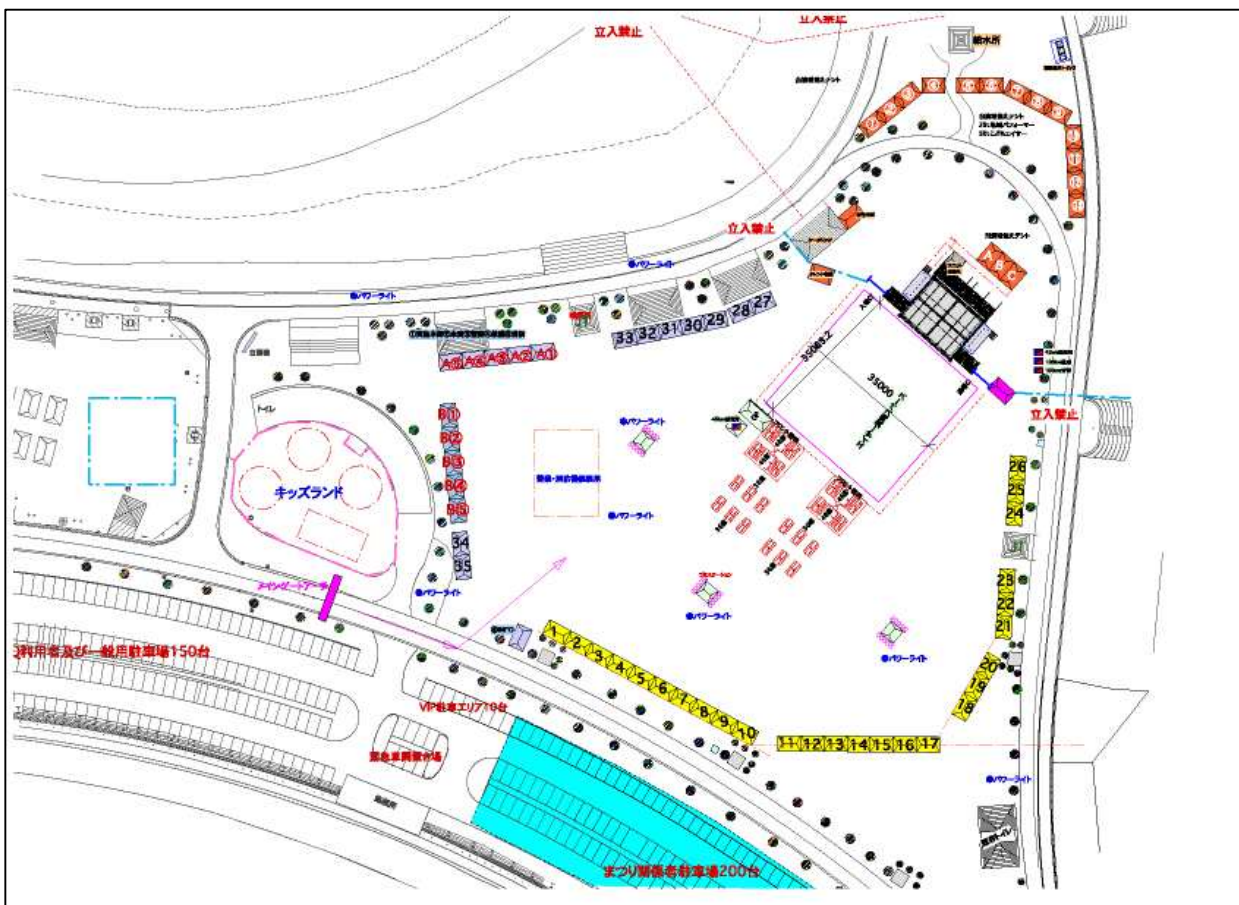
《営業停止等》

とみぐすく祭り実行委員会は、出店業者がこの要領に反する行為を行った場合は、その業者に対して営業停止を命ずることが出来る。

《その他》

この要領に規定されていない事項については、主催者の指示に従うこと。

会場図・出店ブース配置図



※配置図は運営上配置変更する場合があります。ご了承下さい。

出店ブース	
1	14
2	15
3	16
4	17
5	18
6	19
7	20
8	21
9	22
10	23
11	24
12	25
13	26

行政ブース	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	

本部	
A①	
A②	
A③	
A④	
A⑤	

出店申込書

1	出 店 名	
2	事 業 所 名	印
3	所 在 地	
4	担 当 者 名	印
5	電 話 番 号	
6	F A X 番 号	
7	携 帯 電 話 番 号	
8	出 店 内 容	1.飲食 2.物販 3.ゲーム 4.その他 ()
9	販 売 取 扱 品 目	
10	ス タ ッ プ 数	人
11	駐 車 車 両	車種 車両番号
12	搬 入 ・ 撤 去 車 両 数	台 (駐車車両はのぞく)

締切：6月30日（金）

※応募多数の場合は豊見城市観光協会にて厳正なる抽選により出店者を決定致します。
申し込み希望者は、必要事項を記入の上、持参願います。

お問い合わせ先

一般社団法人豊見城市観光協会

〒901-0225 豊見城市豊崎1-1162（道の駅豊崎「ていくま館内」）

TEL/098-856-8766 FAX/098-851-8830

担当者：景山 松原

誓約書

私は、「第34回とみぐすく祭り」出店に際して、アルコール類の販売を希望するにあたり、下記の事項を遵守し、必ず履行することを誓約いたします。

- 1、未成年者へのアルコール類の販売は一切致しません。
また、アルコール類をお求めのお客様については身分証の提示を求めするなど、未成年者の飲酒防止に努めます。
※お客様にはアルコール購入許可のリストバンドを配布しております。
リストバンドをしていない方にはアルコール販売は禁止とさせていただきます。
- 2、車を運転する方にはアルコール類の販売をいたしません。
飲酒運転撲滅のため、アルコール類をお求めの方については、口頭で車をお持ちでないか確認し販売を行います。
例「車をお持ちでないですか」や、持っけていても「代わりの運転手さんはいらっしゃいますか？」など
- 3、アルコール類販売に係るトラブルに関しては、主催者にその責任を求めません。

平成29年 月 日

出店責任者氏名

印



20歳未満へのお酒の 販売は致しません。

未成年者の飲酒は法律で禁止されています。
年齢確認をさせて頂く場合がございますので、
ご協力お願いいたします。